

私立学校情報機器整備費補助金（学校の ICT を活用した  
授業環境高度化推進事業） Q & A

Q 1. 教員数の定義如何。

A 1. 補助上限額算定の際に使用する「教員数」は、学校基本調査で計上している令和3年5月1日現在の教員数（非常勤を含む。ただし、校長、副校長、教頭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の数は除く。）とします。

なお、同一法人内で複数の学校に勤務している場合等は、主として勤務する学校について「教員数」としてカウントしてください。

Q 2. 指導用コンピュータが整備済の場合に、周辺機器のみの整備は可能か。

A 2. 周辺機器の整備のみ行うことも可能です。その場合、「当該学校における教員数から、学級数（いわゆるクラス担任数）を除いた数」を補助対象整備台数と仮定した上で、上限額を算定してください。

Q 3. 以下の補助対象経費は具体的にどのようなものか。

A 3. 「大型掲示装置」

⇒電子黒板、プロジェクター、大型ディスプレイ等、デジタルコンテンツを大きく提示する機能を有する機器を指します。

「遠隔教育支援ツール」

⇒オンライン授業を実施する際に使用する、映像スイッチャー、多分岐アダプター、キャプチャーボードなどが考えられます。

「その他授業高度化機器」

⇒個別具体の事例を網羅的にお示しすることは困難です。

ICT を活用した授業環境の高度化に資する機器に該当するものが補助対象となり得ますが、判断に迷う場合は、個別にご質問いただくと幸いです。

Q 4. ネットワーク環境の整備は補助対象か。

A 4. 本事業では、ネットワーク環境の整備は補助対象外です。

なお、当課の助成第二係において、令和3年度補正予算案に係る補助事業として、情報通信ネットワーク環境の整備に係る事業の募集を予定しております。当該学校法人にて検討されている事業内容が補助対象になり得るか等、別途助成第二係までお問い合わせいただけますと幸いです。（11月26日付け「令和3年度補正予算案（私立高等学校等関係）について（周知）」参照）

Q 5. 内定時期はいつ頃か。

A 5. 申請数にもよりますが、2月中～3月上旬には内定を出したいと考えておりますので、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。